

健康福祉総合推進計画の改定及び  
介護保険事業計画、障害福祉計画、  
障害児福祉計画の策定にあたり盛り  
込むべき基本的な考え方について

( 答 申 )

概 要

平成29年(2017年)10月

中野区健康福祉審議会



< 目 次 >

第8期健康福祉審議会答申 概要（介護・健康・地域包括ケア部会） ..... 1

第8期健康福祉審議会答申 概要（障害部会） ..... 3



## 第8期健康福祉審議会答申 概要（介護・健康・地域包括ケア部会）

区は、中野区健康福祉総合推進計画の改定、第7期中野区介護保険事業計画及び第5期中野区障害福祉計画・第1期中野区障害児福祉計画の策定にあたり、平成29年4月、「同計画に盛り込むべき基本的な考え方」について第8期健康福祉審議会へ諮問した。これを受け、介護・健康・地域包括ケア部会で検討を行った結果部分について、答申を作成した。

### 第1節 子どもから高齢者までを地域で支えるための地域包括ケアシステムについて

#### 1 地域包括ケアシステムを実現するためのコーディネートについて

- (1) アウトリーチチーム、地域団体等による地域実態の把握、地域資源・課題の発見、抽出  
地域ケア会議における連携強化
- (2) 区、地域、関係機関の間をコーディネート（調整、連携）する仕組みづくり、担い手の養成

#### 2 すべての人に対する見守り支えあい

- (1) 地域における包括的な子育て支援ネットワークの強化
  - ① 子育て支援環境の充実と地域における包括的な子育て支援ネットワークの強化
  - ② 区が実施しているライフステージに応じた子育て支援事業の広報強化
- (2) 高齢者に対する見守り支えあいについて
  - ① 高齢者（特に一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯）に対するアプローチ強化
  - ② 高齢者が適切な住まいを確保するための取組の推進
- (3) 区、地域、関連団体それぞれの役割に応じた障害者に対する見守り支えあいの取組検討
- (4) 事業者など多様な主体による地域の見守り支えあいの強化

#### 3 認知症施策の推進

- (1) 地域全体で認知症に対する理解を深めるための取組の推進  
学校教育を通じた認知症に対する理解の推進
- (2) 若年性認知症に対する早期診断・早期対応の支援体制の検討

#### 4 介護者支援の充実・強化

- レスパイトケアなど介護者支援の推進  
認知症支援事業の推進

#### 5 すべての人が住まいを確保するための方策

- 高齢者や障害者などが賃貸住宅へ円滑に入居できるように支援を行う「居住支援協議会」の設置検討

## 第2節 第7期介護保険事業計画に盛り込むべき基本的な考え方

### 1 介護保険サービスの充実

#### (1) 住民主体サービスの拡充

- ① 住民主体サービスの拡充など多様な主体によるサービスの提供
- ② 住民主体サービスの広報強化

#### (2) 介護基盤の整備

介護施設の整備、地域密着型サービス、居宅サービスの拡充など

#### (3) 新たなサービスの導入に向けた検討

- ① 共生型サービスの創設
- ② 介護医療院の新設

### 2 介護人材の確保・育成・定着

介護人材の確保・育成・定着に向けた、若い担い手の養成を図る取組の検討、推進

### 3 分析・評価・改善の重要性

事業や施策の実施結果に対する分析や評価をふまえた自立支援・重症化防止等に向けた取組の推進

## 第3節 すべての世代で取り組む健康施策や介護予防の推進について

### 1 子どもから取り組む健康施策

- (1) 区民健診等のデータを活用した生活習慣病の発症予防、糖尿病予防対策の推進
- (2) 子どもから高齢者まで年代に応じた食育の推進
- (3) 区民自らが行う健康づくり、子どもの頃からの運動習慣の定着への支援や環境づくり

### 2 スポーツ・健康づくりムーブメントの取組

- (1) スポーツ・コミュニティプラザなどを拠点とした日常的に安全にスポーツに取り組める環境づくりの推進
- (2) 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた取組の検討（ホストタウン構想など）

### 3 子どもから取り組む介護予防

- (1) 要支援・要介護状態になることの予防と重度化防止に向けた早期からの介護予防事業への参加働きかけ
- (2) 継続して介護予防に取り組むことができる環境づくり
- (3) 高齢者が活躍できる地域づくりの推進

## 第8期健康福祉審議会答申 概要（障害部会）

区は、中野区健康福祉総合推進計画の改定、第7期中野区介護保険事業計画及び第5期中野区障害福祉計画・第1期中野区障害児福祉計画の策定にあたり、平成29年4月、「同計画に盛り込むべき基本的な考え方」について第8期健康福祉審議会へ諮問した。これを受け、障害部会で検討を行った結果部分について、答申を作成した。

### 第1節 中野区における障害福祉の推進に向けて

- 1 障害者（児）施策をめぐる国等の動向
- 2 中野区健康福祉審議会障害部会における審議の概要

### 第2節 障害者の権利擁護

障害の有無によって分け隔てることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除き、また、権利擁護が必要な人が安心して制度を利用できる体制を構築することが求められている。

- 1 障害を理由とする差別の解消の推進
  - (1) 区の取り組みについての点検・評価
  - (2) 合理的配慮の提供推進
  - (3) 障害を理由とする差別の解消についての理解啓発
- 2 障害者に対する虐待防止の推進
  - (1) 障害者虐待防止体制の強化
  - (2) 緊急一時保護先の確保
  - (3) 障害者虐待防止についての理解啓発
- 3 成年後見制度の利用促進
  - (1) 成年後見制度の啓発と利用促進

### 第3節 地域生活の継続の支援

障害のある人もない人も地域で共に働き共に暮らしていく社会をつくるためには、障害者が自ら必要なサービスを選択し、主体性を持って生活を送れるようにしなければならない。そのためには、地域の人々の理解のもとで生活し、相談支援機関の重層的な連携と質の高い必要な量のサービス提供が求められている。

- 1 地域における生活の維持及び継続の支援
  - (1) 地域共生社会の実現に向けた取り組み
  - (2) 基幹相談支援センター機能の充実
  - (3) 相談支援の質の向上
    - ① 相談支援体制の拡充
    - ② 相談支援やサービス等利用計画の質の向上
    - ③ 専門相談の拡充
      - ア 高次脳機能障害者への支援
      - イ 発達障害者への支援
  - (4) 障害福祉サービスの提供
  - (5) 地域生活支援事業の実施
    - ① 移動支援事業
    - ② 意思疎通支援事業
- 2 多様化するニーズへの対応
  - (1) 高齢障害者への支援
  - (2) 重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業
  - (3) 日中活動へのニーズの変化
  - (4) 難病患者の障害福祉サービスの利用促進に向けた周知
  - (5) 福祉人材の育成
  - (6) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた気運醸成と障害者の社会参画等

#### 第4節 入所等からの地域移行

障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、地域生活への移行を促進する支援体制、地域定着を包括的に支える体制の整備が求められている。

また、地域生活の移行支援は、入所施設や精神科病院からグループホームへの移行促進にとどまらず、一般住宅への移行も視野に入れて取り組むことが求められている。

- 1 入所施設からの地域生活への移行
  - (1) 入所施設からの地域生活への移行
- 2 精神科病院からの地域生活への移行
  - (1) 長期入院者の地域移行・地域生活を支える相談支援体制の強化
  - (2) 地域生活の体験機会の提供
  - (3) 精神障害者に対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活を支える資源の整備
  - (1) グループホームの整備
  - (2) 地域生活支援拠点の整備



## 第5節 障害者の就労と理解促進

障害者が地域で自立した生活を送るためには、企業就労や障害者就労支援事業所における工賃の向上による経済的な基盤を確立していくことが求められている。働く機会を拡大するとともに、安心して働き続けられるよう支援を提供し、また、地域社会の中で障害者への理解を進めることにより、障害者が当たり前で働ける社会を実現していくことが求められている。

### 1 企業就労に向けた支援

- (1) 身近な地域での雇用の場の確保
- (2) 就労定着支援の充実
- (3) 職場における障害者理解の促進
- (4) 特別支援学校・障害者就労支援事業所との連携強化
- (5) 精神障害者への就労支援の強化

### 2 障害者就労支援事業所における工賃の向上

- (1) 区役所業務の発注促進
- (2) 安定的な受注の確保
- (3) 各障害者就労支援事業所の自主生産品の販路拡大に向けた支援

## 第6節 関係機関と連携した切れ目のない一貫した支援体制

障害や発達に課題のある子どもが地域で健やかに成長するためには、身近な地域で必要な支援を受け、安心して生活できる環境が整っていなければならない。そのためには、ライフステージに沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制が必要である。

### 1 早い段階からの気づきと支援

- (1) 保護者の気づきを促す支援
- (2) 気づきの段階からの支援

### 2 ライフステージに応じた切れ目のない支援

- (1) 切れ目のない一貫した支援
- (2) 関係機関の連携による支援

### 3 保護者・家族への支援

- (1) 保護者・家族支援の充実
- (2) 家族活動の取り組み
- (3) 保護者のレスパイト等の支援

## 第7節 子どもの発達支援に係る専門的な支援の充実と質の向上

障害児やその家族に対し、身近な地域で質の高い専門的な発達支援を行うため、児童発達支援センターの設置等や医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置等、地域の重層的な支援体制の構築が求められている。

- 1 障害児通所支援事業者の質の向上
  - (1) 障害児支援の質の確保
  - (2) 障害児通所支援事業所の質の評価
- 2 障害児相談支援事業所の整備と体制構築
  - (1) 障害児相談支援事業所の整備
  - (2) 地域での人材育成とスキルアップの仕組み作り
- 3 重層的な地域支援体制の構築
  - (1) 児童発達支援センターの設置の考え方
  - (2) 専門的機能を活かした地域への支援
  - (3) 全体をつなぐ役割と機能の明確化
- 4 医療的ケア児への支援
  - (1) 医療的ケア児の受け入れ促進
  - (2) 地域における十分な関係機関の連携体制

## 第8節 地域社会への参加や包容の推進

障害の有無に関わらず地域で共に成長し生活していくためには、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していくことが重要である。そのためには、一人ひとりの子どもの状況に応じた必要な支援を受けられるような体制の整備と、地域の障害理解や合理的配慮の促進が必要である。

- 1 地域生活における支援の充実
  - (1) 一般施策での受け入れ体制の促進
  - (2) 特別支援教育の体制整備
  - (3) 専門機関による後方支援の充実
- 2 地域社会の障害理解や啓発
  - (1) 地域社会に対する障害理解の促進